

日本体育協会新会館建設に係る都有地の取扱いについて

① 平成30年頃までに日体協に対し、都有地※を売払
 (公園事業による代替地の扱い)

※区画整理による仮換地

神宮外苑地区のスポーツクラスター形成など、周辺のまちづくりの具体化に資する

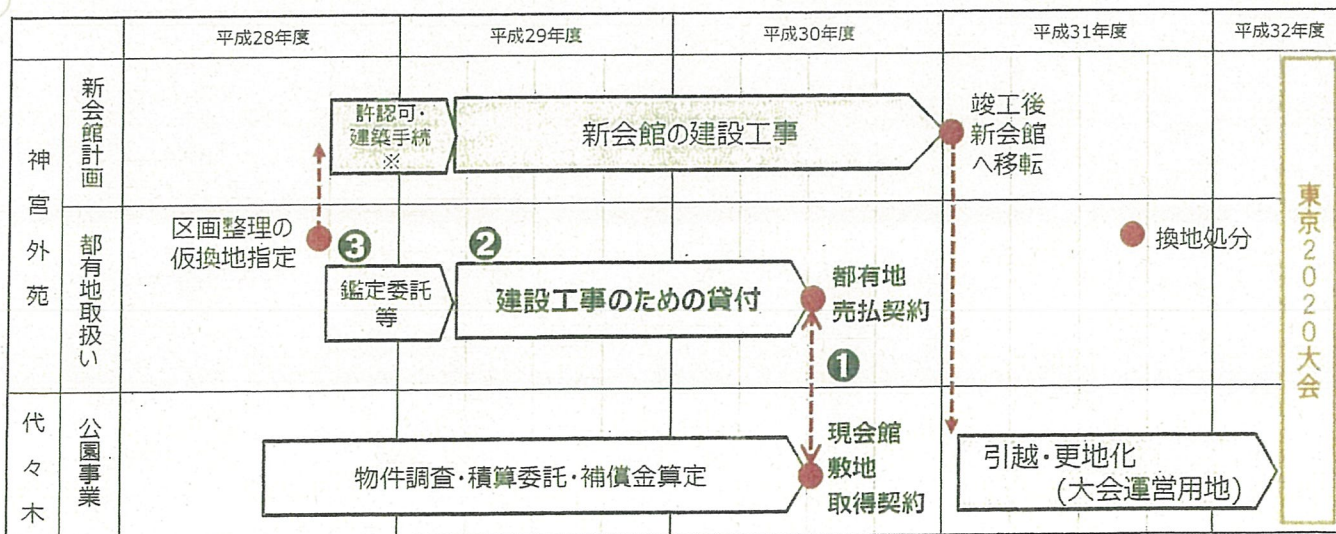
- 新会館竣工までに売買契約を行う
- 現会館敷地を代々木公園用地として公園事業で取得する

② 先行して有償で貸付

- 物件調査等 (約2年) と並行して建設工事を実施

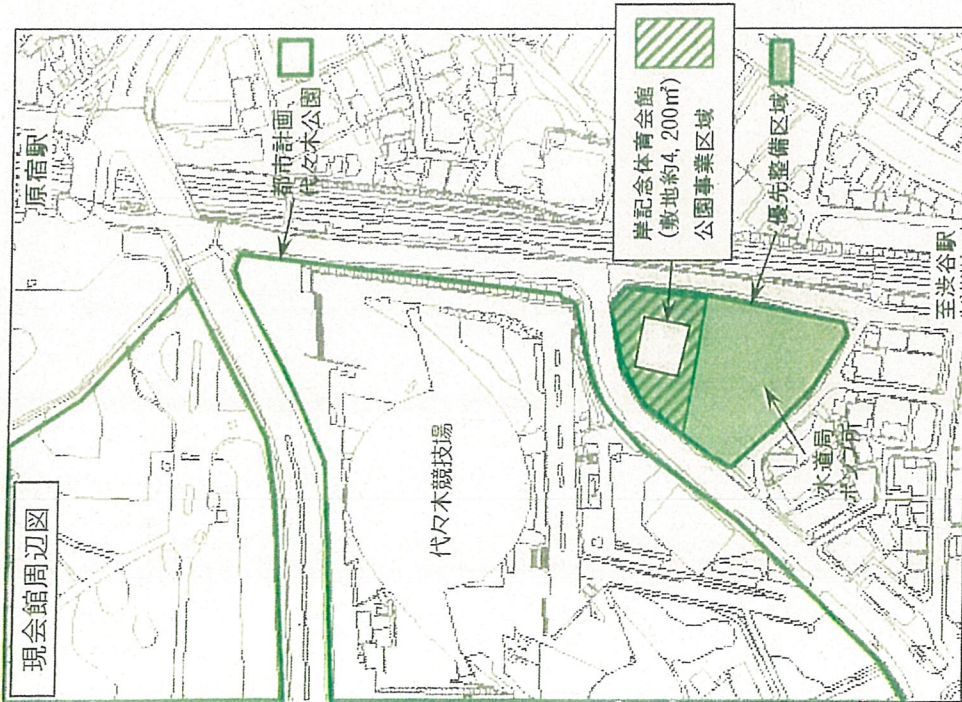
③ ①~②に向けた手続きを開始

- 区画整理の仮換地指定による使用権取得は来年6月の予定
- 12月から貸付のための鑑定委託等の手続きを開始



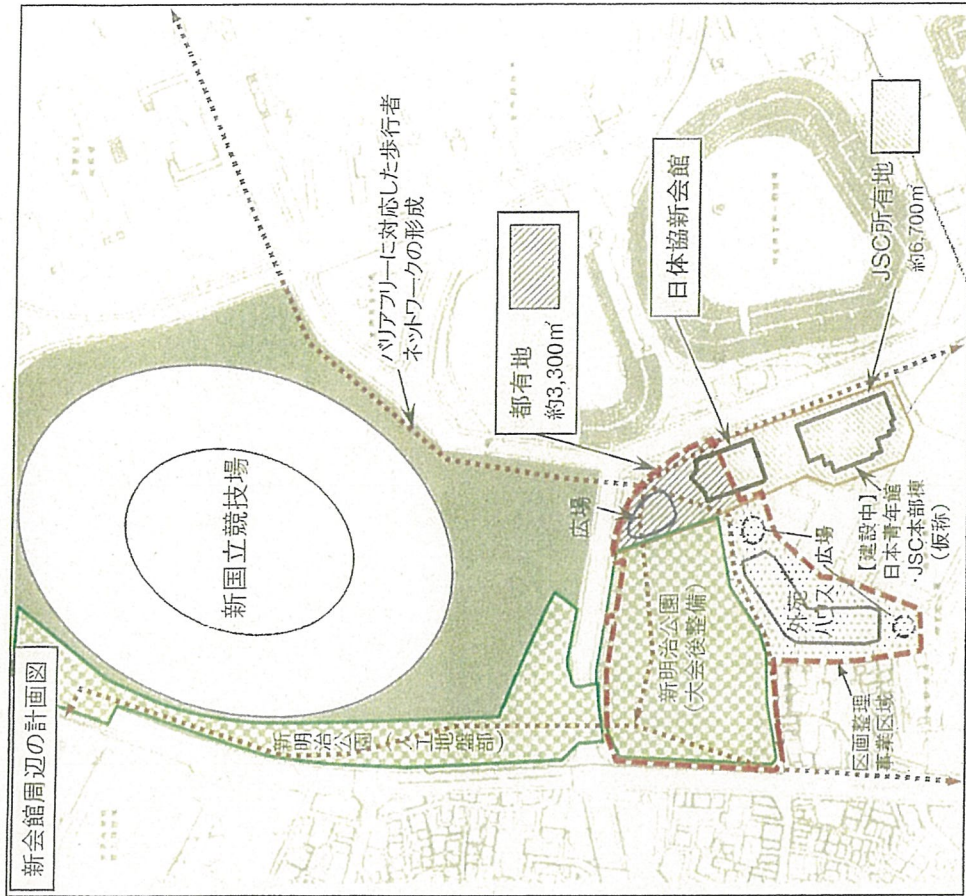
※：都有地とJSC所有地を一体の敷地として計画することについて、都は地権者として同意

○ 都立代々木公園の整備



- 昭和32年12月 都市計画代々木公園の決定
- 平成27年12月 オリンパ局から大会運営用地確保の検討依頼を受け、都市整備局は優先整備区域を設定
- 平成28年 7月 公園事業認可を取得

○ 神宮外苑地区のまちづくり



- 平成23年12月 「2020年の東京」計画において「四大スポーツクラスタープロジェクト」を位置づけ
- 平成25年 6月 都市計画決定告示(地区計画決定、都市計画公園を変更)
- 平成28年 1月 日体協から移転要望を受け、移転検討を了承
- 平成28年10月 地区計画の変更告示、区画整理の施行認可取得